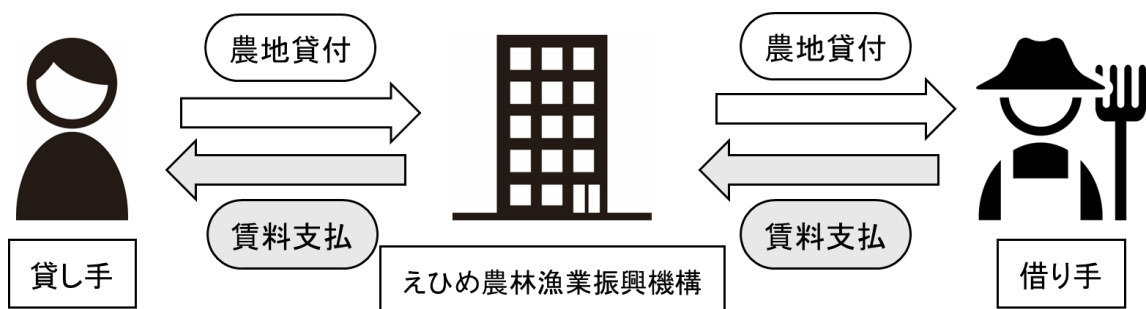


中間管理事業による利用権設定 記入の手引き

農地中間管理機構(えひめ農林漁業振興機構)が間に入ることで、農地法の許可を受けずに農地の貸借ができます。希望される場合は、申請書類を農業委員会まで提出してください。



注意事項

- 契約の相手方は農地中間管理機構になります。
 - ・地主から一度機構に貸し付けて、機構から耕作者に貸し付ける流れになります。
- 申請から成立までの期間は3ヶ月程度です。
- 契約期間は5年以上からになります。(5年未満は申請できません)**
- 賃貸借契約の場合、賃料は農地中間管理機構経由で支払われます。
 - ・申請後、機構から口座情報等について確認があります。
 - ・物納の場合は、別途合意書の添付が必要です。

借賃の支払時期

○金納の場合

設定月 (始期)	機構から貸し手への振り込み	借り手から機構への引落し
4月～9月	毎年2月26日に振り込み (休日の場合は前営業日)	毎年2月16日に引落し (休日の場合は翌営業日)
10月～翌 年3月	毎年8月26日に振り込み (休日の場合は前営業日)	毎年8月16日に引落し (休日の場合は翌営業日)

○物納の場合

- ・貸し手・借り手の双方での協議

(裏面に続く)

申請について

- 記入例をご確認のうえ、下記の書類を事務局にご提出ください。
- 毎月5日が締切です。**設定したい月の3カ月前の締切日までに提出ください。**

申請書類	
すべての申請に必要な書類	○農地中間管理事業による利用権設定申出書・・・1枚 ○農用地利用集積等促進計画により賃借権の設定等又は所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等・・・1枚 ○農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等・・・1枚
物納の場合に必要な書類	○物納による賃料等譲渡合意書・・・ 2枚 ○物納による賃料等譲渡承諾書・・・1枚
名義人が亡くなっている場合に 必要な書類	○共有財産に係る代表者届出書・・・1枚 ○委任状・・・代表者以外の相続人の数

※申出書の内容をもとに、西予市が農用地利用集積等促進計画(促進計画)を作成し、機構へ提出します。

※様式は西予市ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。

(URL) <https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/nouin/nouti/16222.html>

(QRコード)



○問い合わせ先
西予市農業委員会事務局
TEL:0894-62-6417
E-mail:nouin-jimu@city.seiyo.ehime.jp

記入例

農地中間管理事業による利用権設定申出書

申出日 令和 ○年 ○月 ○日

西予市長 様

下記のとおり中間管理事業による利用権の設定等をしたく、申し出いたします。

なお、下記利用権設定等の条件については、私たち両名の協議合議によるものです。

また、西予市が作成する促進計画案の確認を省略することに同意のうえ、その促進計画案の内容を承認します。

【①貸し手・借り手について】

貸し手 (中間管理権を設定する者)	
住所	〒○○○-○○○ 西予市宇和町卯之町一丁目○○番地
氏名	地主 一子 地主[Ⓜ]
連絡先	自宅 - - 携帯 ○○○ - ○○○○ - ○○○○
土地名義人	<input checked="" type="checkbox"/> 名義が貸し手と違う場合 (地主 太郎)

借り手 (中間管理権の設定を受ける者)	
住所	〒○○○-○○○ 西予市宇和町卯之町三丁目○○番地
氏名	株式会社○○ファーム ファーム[Ⓜ] 代表 受人 花子
連絡先	自宅 - - 携帯 ○○○ - ○○○○ - ○○○○

【ご注意】

- ※ 名義人以外は申請できません。
- ※ 共有名義など農地の所有者が複数いる場合は、代表
- ※ 未相続名義の農地の場合は、相続持分の半分を超える同意が必要です。相続人代表者届出書と委任状を添付してください。
- ※ 法人の場合は代表者名を追記してください。

名義人が死亡している場合に✓を入れて、
名義人の氏名を記入してください

【②借賃の額・支払方法について】 (該当する□に✓を入れてください。)

権利の種類	
<input type="checkbox"/> 使用貸借 (無償)	⇒ 支払方法・借賃の記入は不要です。
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借権 (有償)	⇒ 下記以降を記入してください。
支払方法	借賃
<input type="checkbox"/> 機構を介した金納 ⇒	全筆当たり 円
<input checked="" type="checkbox"/> 当事者間での物納 ⇒	<input checked="" type="checkbox"/> 10a当たり 60 kg
※物納の場合は添付書類が必要です	<input type="checkbox"/> 全筆当たり kg

【ご注意】

- ※ 借賃の支払時期は下記のとおりです。
- 金納の場合

設定月 (始期)	機構から貸し手への振り込み	借り手から機構への引落し
4月～9月	毎年2月26日に振り込み (休日の場合は前営業日)	毎年2月16日に引落し (休日の場合は翌営業日)
10月～翌年3月	毎年8月26日に振り込み (休日の場合は前営業日)	毎年8月16日に引落し (休日の場合は翌営業日)
- 物納の場合
貸し手・借り手双方での協議
- 注意事項
 - ※ 物納の場合は物納による賃料等譲渡合意書 (2枚) 物納による賃料等譲渡承諾書 (1枚) を添付してください。
 - ※ 一筆ごとに借賃を設定する場合は、裏面の【④権利を設定する農地について】の備考欄に借賃を記入してください。
 - ※ 現金でのやり取りはできませんのでご注意ください。

※ 支払時期が近づいた段階で機構から口座の問い合わせがあります。

【③存続期間 (契約期間) について】

始期	令和 ○年 ○月 1 日
終期	令和 ○年 ○月 31 日
存続期間	10 年間 (5年以上50年未満)

【ご注意】

- ※ 始期は提出から設定が (例: 4月1日)
- ※ 始期は原則として、毎月1日、11日、22日のいずれかの日となります。

期間は5年以上からです
始期は締切日の3ヶ月後の月の1日・11日・21日にしてください
例: 5月5日締切分の場合
⇒8月1日から

【④権利を設定する農地について】（該当する□に✓を入れてください）

所在 (町名・大字・地番)	現況地目	設定面積	内容	備考
宇和町坂戸123番	<input checked="" type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ □ 登記と異なる（一部利用） m)	<input checked="" type="checkbox"/> 水田 □ 普通畑 □ 果樹 □ その他	
宇和町坂戸456番7	<input type="checkbox"/> 田 <input checked="" type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ □ 登記と異なる（一部利用） 100 m)	□ 水田 <input checked="" type="checkbox"/> 普通畑 □ 果樹 □ その他	無償
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ □ 登記と異なる（一部利用） m)	□ 水田 □ 普通畑 □ 果樹 □ その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ □ 登記と異なる（一部利用） m)	□ 水田 □ 普通畑 □ 果樹 □ その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ □ 登記と異なる（一部利用） m)	□ 水田 □ 普通畑 □ 果樹 □ その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ □ 登記と異なる（一部利用） m)	□ 水田 □ 普通畑 □ 果樹 □ その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ □ 登記と異なる（一部利用） m)	□ 水田 □ 普通畑 □ 果樹 □ その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ □ 登記と異なる（一部利用） m)	□ 水田 □ 普通畑 □ 果樹 □ その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ □ 登記と異なる（一部利用） m)	□ 水田 □ 普通畑 □ 果樹 □ その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ □ 登記と異なる（一部利用） m)	□ 水田 □ 普通畑 □ 果樹 □ その他	

土地の一部のみの場合は、✓を入れて面積を記入してください

筆ごとに賃料を変える場合は、備考欄に記入してください

【ご注意】

- ※ 一筆のうち一部分について利用権設定する場合は「□ 登記と異なる」に✓を入れて面積を記入し、該当箇所を特定できる図面を添付してください。
- ※ 一筆ごとに異なる賃料を設定したい場合は、それぞれの賃料を備考欄に記入してください。
- ※ 書ききれない場合は、別表を添付してください。

【⑤確認事項】

(1) この申請書に加えて、下記の書類を添付してください。（添付する書類の□に✓を入れてください）

全ての申請で必要な書類	<input checked="" type="checkbox"/>	農業経営の状況等（個人用・一般法人用・農地所有適格法人用）・・・1枚
	<input checked="" type="checkbox"/>	農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等・・・1枚
物納の場合に必要な書類	<input checked="" type="checkbox"/>	物納による賃料等譲渡合意書・・・2枚
	<input checked="" type="checkbox"/>	物納による賃料等譲渡承諾書・・・1枚
名義人が亡くなっている場合に必要書類	<input checked="" type="checkbox"/>	共有財産に係る代表者届出書・・・1枚
	<input checked="" type="checkbox"/>	委任状・・・代表者以外の相続人で同意している者の人数分
	注意	※農地の名義人が亡くなっていて未相続の場合は、代表者と同意者の相続持分の合計が半分を超える必要があります。

(2) この申出書の内容は、西予市及び機構で共有し、適正に管理します。

(3) この申出書の内容等を基に西予市が「農用地利用集積等促進計画」案を作成します。申出書の提出をもって権利設定の当事者の意向が明確であるものとし、促進計画案への押印を省略することができます。

(4) 西予市が作成した促進計画案を機構へ提出し、この計画を機構が決定し、西予市長が認可・公告をすることで、権利設定等の効力が発生します。

○お問い合わせ先
西予市農業委員会 農地係
TEL：0894-62-6417
E-mail：nouin-jimu@city.seiyo.ehime.jp

記入例

等促進計画により賃借権の設定等又は所有権の移転(以下「権利設定等」という。)を受ける者の農業経営の状況等(一般法人用)

整理番号		法人の名称		株式会社 ○○ファーム						
現在、権利設定等を受けて耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(A)		権利設定等を受ける法人の主たる生産物(B)		権利設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況(C)					雇用労働力(年間延日数)	
農地台帳の情報を転記するので記入不要です		米、麦		氏名	役職名	住所	年間農業従事日数		200 人日	
							前年実績	見込み		
その他				受人 花子	代表取締役	西予市宇和町○○	300日	300日	役員のうち最低1人は150日以上にしてください	
				受人 太郎	取締役	西予市宇和町○○	200日	200日		
権利設定等を受ける法人の主な家畜の飼養の状況(D)		権利設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況(E)		農作業に従事する者の配置の状況(F)			権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(G)		地域の農業における他の農業者との役割分担の計画(H)	
種類	数量	種類	数量	市町	氏名	住所地、拠点となる場所等				
		トラクター	3	○○市	受人 花子	○○市	悪影響無し		周辺農家と協力して営農に取り組みます	
		トラック	2	西予市外で農地を借りている場合のみ記入してください						
		管理機	3							

(記載注意)

- 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」)中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
- (A)欄は、所有権又は所有権以外の権利(賃借権又は使用貸借権等)が設定されている農用地を合算して面積を記載する。
- (B)欄の「権利設定等を受ける法人の主たる生産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (C)欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、その農業に関し実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている市町名を記載する。
- (C)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (F)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、農用地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。
- (G)欄には、例えば、集落営農の活動、担い手への集積等の取組み、周辺農地等との農薬の使用方法等に対して及ぼすことが見込まれる影響を、具体的に記載する。
- (H)欄には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動、農道・水路・ため池等の共同利用施設の維持管理、鳥獣害の被害対策への協力等に係る役割分担の計画を、具体的に記載する。
- 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況を、別紙に記載し、添付する。

(別紙)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法 (昭和 27 年法律第 229 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 3 条 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
②第 4 条 (農地の転用の制限)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
③第 5 条 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
④第 42 条 (措置命令)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
⑤第 51 条 (違反転用に対する処分)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 15 条の 2 (農用地区域内における開発行為の制限)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
②第 15 条の 3 (監督処分)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

(3) 種苗法 (平成 10 年法律第 83 号)

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害 (第 20 条及び第 25 条参照)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

(4) 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条 (使用の禁止)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

2 1 で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無			

○ 年 ○ 月 ○ 日

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称 株式会社〇〇ファーム

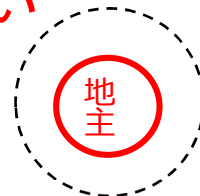
(記載要領)

- 1 の (1) 及び 3 については、申告の日から起算して過去 3 年分の状況を記載してください。
- 2 の (2)、(3) 及び (4) については、申告の日現在の状況を記載してください。

※物納の場合に添付してください

この用紙は2枚必要です

物納による賃料等譲渡合意書



捨印(土地所有者)

記入例

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構を譲渡人とし、**地主 一子** (土地所有者)を譲受人として、次のとおり債権(物納による賃料等)の譲渡に合意した。

第1条(債権譲渡)

譲渡人は、譲受人に対し、下記の債権(以下、「本債権」という。)を譲渡する。

債権者 **公益財団法人** えひめ農林漁業振興機構
債務者 **〇〇ファーム** (耕作者)
債権の内訳 令和--年--月--日付け令和--年度第--号農用地利用集積等促進計画による債権
債権額 **1年間あたり米1俵**

第2条(保証)

譲渡人は、以下について譲受人に対し、保証する。

- (1) 本債権は譲渡人と債務者との間での将来債権であること
- (2) 本債権は債務者から譲渡の承諾を得たものであること

第3条(成立)

本合意書の効力は、本合意書の締結により成立するものとする。

第4条(その他)

- (1) 本合意書に疑義が生じた場合、譲渡人及び譲受人は、誠意をもって協議し解決するものとする。
- (2) 譲渡人は、本合意書の締結後、債務者及び譲受人の間で行われる物納による賃料等の支払い及び受領に関する一切の責任を負わない。

第5条(専属的合意管轄)

本合意書に関する一切の紛争については、松山簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本合意書の成立を証するため、本合意書2通を作成し、各当事者押印の上、各1通を所有する。

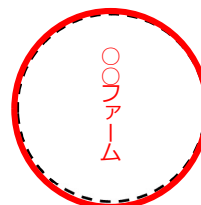
令和--年--月--日

譲渡人 愛媛県松山市三番町四丁目4-1
公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
理事長 (印)

譲受人 住所 **愛媛県西予市宇和町卯之町〇〇番地**
(土地所有者) 氏名 **地主 一子** (印)

※物納の場合に添付してください

記入例



捨印(耕作者)

物納による賃料等譲渡承諾書

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

下記の債権(物納による賃料等)の譲渡につき、異議なく承諾します。

譲渡債権の表示

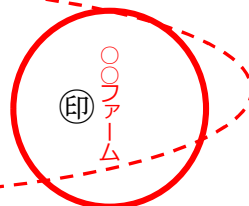
債権者 ~~公益財団法人えひめ農林漁業振興機構~~
債権額 **1年間あたり米1俵**
債権の原因 ~~令和 年 月 日~~付け令和 年度第 号農用地利用
集積等促進計画による賃借料
支払時期 ~~令和 年 月 日~~付け令和 年度第 号農用地利用
集積等促進計画による

上記債権の譲受人 (土地名義人) 住所 **西予市宇和町卯之町〇〇番地**
氏名 **地主 一子**

上記債権の譲渡原因発生日(物納による賃料等譲渡合意日) ~~令和 年 月 日~~

~~令和 年 月 日~~

承諾者 住所 **西予市宇和町卯之町〇〇番地**
(耕作者) 氏名 **株式会社〇〇ファーム**



※名義の方が亡くなられている

場合に添付してください

記入例

共有財産に係る代表者届出書

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

相続人代表者

氏 名 地主 一子

地主印

住 所 西予市宇和町卯之町一丁目〇〇番地

今回、下記の不動産について、私が、私以外の共有者から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく契約、利用料の受領に係る権限を委任されましたので、共有財産に係る代表者であることを届出します。

なお、この件に関して争いが生じたときは私の責任において解決し、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構に対して一切迷惑をかけることを誓約します。

	氏 名	代表者との続柄	住 所	共有財産の持分
所有権の共有者	地主 一子	本人	西予市宇和町卯之町一丁目〇〇番地	2分の1
	同意 二郎	子	西予市宇和町卯之町一丁目〇〇番地	4分の1
	地主 三男	子	西予市明浜町高山〇〇番地	4分の1

〇合わせて1分の1になるようにしてください。
〇代表者と併せて2分の1を超える方の委任状を添付してください。
(記入例の場合は子のうちどちらか1人の委任状が必要です)

【参考】

第1 中間管理権の設定関係（出し手⇒機構用⇒受け手）
1 各筆明細

申出書の内容をもとに、この様式で促進計画を作成します。

整理番号	契約関係者	氏名又は名称	住所・電話番号
	農地中間管理機構に中間管理権を設定する者 (A)	Ⓜ	〒 — (電話番号: — —)
	農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者 (B)	Ⓜ	〒 — (電話番号: — —)
	農地中間管理機構 (C)	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 ○○ ○○ Ⓜ	〒 790-0003 (電話番号: 089-945-1542) 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1

権利を設定する土地 (D)				設定する中間管理権及び利用権 (E)				権利を設定する土地のA以外の権原者等 (F)				備考			
所在	地番	現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	存続期間		借賃 円	借賃の支払方法	住所	氏名又は 名称		権原の 種類	同意印	
						始期	終期								
						令和○年○ 月○日	令和○年○ 月○日		<p>【CからAへの支払い】 毎年○月26日にAの指定口座へ振り込む。 なお、第1回目の振込は、令和○年○月26日とし、振込金額は、賃借権の設定日(始期)から令和○年○月○日までの月割金額とする。</p> <p>【BからCへの支払】 毎年○月20日にCの指定口座へ振り込む。 自動口座振替の場合は、16日の引落とする。振替日が休日の場合は翌営業日とする。 なお、第1回の振込は、令和○年○月20日とし、振込金額は、賃借権の設定日(始期)から令和○年○月○日までの月割金額とする。</p>						

(記載注意)

(1) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。

(2) 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

(3) D欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には○○○○m²の内○○○m²と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

(4) E欄の「内容」は、当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。

(5) E欄の「始期」は、原則として、毎月1日、11日、21日のいずれかの日とする。

(6) E欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。

(7) E欄の「借賃の支払方法」について、第1回の借賃の振込は、設定日が4月から9月までは翌年2月26日又は翌年2月20日とし、当該期間の月割金額とする。また、10月から翌年3月までは、翌年の8月26日又は翌年の8月20日とし、当該期間の月割金額とする。但し、自動口座振替を選択した場合は、2月20日は2月16日及び8月20日は8月16日とする。なお、16日又は20日が休日にあたる場合は、翌営業日とする。

(8) F欄は、A欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。以下、中間管理権を設定する者を「甲」、利用権の設定を受ける者を「乙」、農地中間管理機構を「丙」という。

【中間管理権の設定の場合】

- 中間管理権の設定
 - 1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の中間管理権は、本計画の公告により設定される。
- 借賃の増減額請求
 - 甲及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- 借賃の改訂
 - 本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、丙が協議して定める額に改訂する。
- 借賃の支払猶予
 - 甲は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- 転貸
 - 甲は当該土地を、丙が乙に転貸して乙に使用及び収益させることに同意するものとする。
- 借賃の減額
 - 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から丙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、丙が当該借賃を減額する場合には、丙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙、丙が協議して定める。
 - 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は丙の責に帰することができない事由によるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙、丙が協議して定める。

- 境界の明示
 - 甲は、当該土地に設定する中間管理権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
- 障害の除去等
 - 甲は、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえで丙に引き渡すとともに、中間管理権の存続期間中においては、中間管理権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- 修繕及び改良
 - ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
 - イ 丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
 - ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。
- 附属物の設置等
 - 丙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、丙は市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、丙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は当該附属物を収去する義務を負う。
 - イ 乙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、丙が同意しようとする場合には、丙は事前に甲の同意を得る。また、丙が乙に対して同意をする旨の通知を行う際には、乙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び丙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、丙は甲に対して収去の義務を負わない。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び丙の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備 考

（留意事項）

- 農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、乙及び丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

- 租税公課等の負担
 - ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
 - イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
 - ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
 - エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。
- 賃貸借又は使用貸借の解除
 - 丙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、本計画の定めるところにより設定された中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
- 賃貸借又は使用貸借の終了
 - 天災地変その他、甲及び乙並びに丙の責に帰することができない理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- 当該土地の返還
 - 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は、その終了の日から7日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（10）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。
- 中間管理権に関する事項の変更の禁止
 - 甲及び丙は、本計画の定めるところにより設定される中間管理権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び県、市町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 権利取得者の責務
 - 丙は、乙に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- その他
 - 本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び県、市町が協議して定める。

【利用権の設定の場合】

- 利用権の設定
 - 当該土地の利用権は、本計画の公告により設定される。
- 転貸又は譲渡
 - 乙は、利用権の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた利用権を譲渡してはならない。
- 借賃の増減額請求
 - 乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- 借賃の改訂
 - 本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。
- 遅延損害金
 - ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、丙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
 - イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.0パーセントの割合で計算して得た額とする。
- 借賃の支払猶予
 - 丙は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- 借賃の減額
 - ア 賃借権の目的物が農地である場合で、乙から丙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、丙が当該借賃を減額する場合には、丙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙、丙が協議して定める。
 - イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責に帰することができない事由によるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考

びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙、丙が協議して定める。

- 修繕及び改良
 - ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
 - イ 丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
 - ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。
- 附属物の設置等
 - ア 乙が、当該土地に附属物の設置を行う場合には、丙の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は当該附属物を収去する義務を負い、収去に要した経費を負担する。
 - イ 丙は、アの同意を行う場合には、乙が附属物の設置を行うことについて市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には、乙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び丙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、丙は甲に対して収去の義務を負わない。
 - ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙は甲に対して償還の請求をすることができる。

- 租税公課等の負担
 - 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。
 - ウ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
 - エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。
- 賃貸借又は使用貸借の解除
 - 丙は、乙が次のいずれかに該当するとき、又は丙が農業委員会から農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 - ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
 - イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。
 - ウ 正当な理由がなく借賃を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
 - エ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- 賃貸借又は使用貸借の終了
 - 天災地変その他、甲及び乙並びに丙の責に帰することができない理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- 当該土地の返還
 - 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から7日以内に、丙に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（9）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- 利用権に関する事項の変更の禁止
 - 乙及び丙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び県、市町が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 権利取得者の責務
 - ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
 - イ 乙は、丙から農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、当該土地の利用の状況の報告を求められた場合には、丙に報告しなければならない。
- その他
 - 本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び県、市町が協議して定める。